

# 山形大学附属特別支援学校 いじめ防止対策基本方針

## いじめ防止対策推進法（抄）

（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

## 1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持することを目的に、本校は、運営部（大学）、保護者、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものとする。

### （いじめの定義）

いじめ防止対策推進法第2条により、いじめは次のとおり定義されている。

いじめとは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットや携帯電話、SNS等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応することも可能である。

### （いじめの態様）

県の基本方針により、具体的ないじめの態様は、次のとおり示されている。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。

- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

## 2 いじめ防止対策の基本方針

### (1) 道徳教育の充実

全教育活動を通して、他者を思いやる心や正義を大切にするなど誠実な社会性を育み、全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

### (2) 早期発見のための手立て

- ① 学校生活における児童生徒の変化・サインを見逃さないように、教師間の情報交換を密に行う。
- ② 全教育活動を通して、児童生徒一人一人の学校生活の状況や気持ちの理解に努める。
- ③ 家庭でもいじめのサインを見逃さないようにし、常に本校に相談できるように保護者との信頼関係構築に努める。

### (3) 相談体制の整備

- ① 各学部の打ち合わせ時に、児童生徒の様子について共通理解を図り、いじめやいじめにつながることはないか確認する。
- ② 年2回、教師、保護者は「いじめ早期発見チェックリスト」、児童生徒は「いじめ発見調査アンケート」を記入し、いじめの早期発見に努める。
- ③ ケースに応じて、学外有識者と連携し、より専門的な相談活動を可能にする。
- ④ 情報をキャッチした教師は、当該学部に相談し、「いじめ防止対策委員会」に報告する。また、いじめに対しては本校全体で組織的に対応する。

### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ① インターネットを通して行われるいじめについて情報収集に努め、児童生徒や保護者に対していじめ防止の啓発を図る。
- ② 教師自身が、インターネットなど情報化社会に対応できるように研修を積む。
- ③ 情報モラルやインターネットに関わるルールとその危険性について、児童生徒とともに学ぶ機会をつくり、保護者を巻き込みながら適切な利用について促す。
- ④ 専門家を招き、児童生徒・保護者・教師向けの研修会を実施する。
- ⑤ 早期発見への取組として、インターネット上のいじめも、現実での人間関係が強く反映せれている場合が多いことを受け、児童生徒の人間関係の把握を行う。

### 3 いじめ防止対策の組織

- (1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」
- (2) 構成員 校長 ・ 教頭 ・ 主幹教諭 ・ 教務主任 ・ 小学部主事  
中学部主事 ・ 高等部主事 ・ 生徒指導主事 ・ 養護教諭 ・  
学外有識者
- (3) 会議日 定例会（月1回）  
臨時会：いじめ発生時に開催
- (4) 内 容 学部からの情報、アンケートの結果をもとに、学部の情報交換を  
行い、いじめの防止策や対策を考える。
- (5) 報 告 定期的に審議内容を運営部に報告し、運営部は必要に応じて大学に  
報告する。

### 4 いじめ発生時の対応

#### (1) いじめの事実確認（いじめられた側に立って）

##### ① 情報収集の内容

日時、場所、被害者、加害者、その他関係者、内容・状況

##### ② いじめ発生時の初期対応

ア 校長のリーダーシップの下、組織的に動く。

イ 事実関係の把握は、はじめに担任が行い、その後、必要に応じて複数の者で正確かつ迅速に行う。

ウ 事実関係の聞き取りは、被害者、被害者の周囲にいる者、加害者、加害者の周囲にいる者等、分けて行う。

エ 聴取や把握内容、対応の経過等の記録をとり、運営部（大学）への報告・連絡・相談を円滑に行い、緊密な連携を図る。

オ 保護者、関係機関等と適切な連携を図る。

カ 保護者からの訴えを受けた場合は、謙虚に担任及び関係者が対応し、保護者の気持ちを汲み取りながら丁寧な事実関係の把握に努めるとともに迅速な対応を行う。

キ いじめの事実が発覚した際には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報公開、説明責任を果たすように対応する。

##### ③ 臨時いじめ防止対策委員会

いじめの内容を共有し、当該学部を中心に対策の計画を策定する。

児童生徒本人への聞き取り・指導、保護者への連絡・対応、必要に応じて関係機関への連絡などの対応を行う。

## (2) いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援

- ① いじめを受けた児童生徒の心情に寄り添い、教師は味方となり支える。
- ② 保護者に対しては学部主事と担任で対応し、面談を通して現状の報告と今後の対応について説明する。
- ③ 保護者の考えや問題としていることを確認し、対応を即答できれば伝える。いじめ防止対策委員会に相談が必要な場合は、相談の上後日必ず連絡する。

## (3) いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

- ① 事実を確認し、いじめを受けた児童生徒の心情が理解できるように努め、二度と繰り返さないように指導する。
- ② 保護者に対しては学部主事と担任で対応し、面談を通して事実の報告を丁寧に行う。また、今後の対応について理解を求め、本校とともに協力しながら解決していくように促す。

## (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態については、以下の2つの要件が満たされていることとする。ただし、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、児童生徒の様子について日常的に注意深く観察していく。

- ① 「いじめに係わる行為が止んでいること」  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月以上を目安とする。
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」  
被害児童生徒本人及びその保護者対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## (5) 所轄警察署との連携

- ① 必要に応じて、山形警察署生活安全課に連絡をとる。  
Tel023-627-0110（内線 283）
- ② 緊急な場合は、警察及び救急車に連絡をとる。

## 5 重大事案発生時の対応

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある時は、次の対応をする。

<生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合とは>

- ・児童生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

＜相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合とは＞

- ・不登校の定義を踏まえ、年間 30 日欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合は、学校長の判断により、迅速に対応する。

＜対応策＞

- ① 重大事態が発生したこと、またはその疑いがあることを運営部に報告し、運営部は大学へ迅速に報告する。報告を受けた大学は必要に応じて、文部科学省へ報告する。
- ② 運営部（大学）と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。組織には、第三者的立場の弁護士等を加えるようにする。
- ③ 保護者対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決める。
- ④ マスコミ対応については、運営部（大学）と協議の上、対処の仕方を決めて、窓口を教頭に一本化する。
- ⑤ ②の組織を中心として、事実関係を明確にするために調査する。
- ⑥ 上記結果に基づいて、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を報告する。
- ⑦ いじめを受けた児童生徒・保護者と いじめを行った児童生徒・保護者双方への支援を行う。
- ⑧ 正常な学校教育活動を維持するために、関係した児童生徒への心のケアを大学のスーパーバイザーの協力を得ながら行っていく。

## 6 出席停止制度の適切な運用等その他いじめ防止等に関すること

- (1) 学校教育法第 35 条に定める出席停止制度を、次のとおり適切に運用する。
  - ・本校の設置者（山形大学）は、児童生徒の安全を確保し教育を受ける権利を保障するために、いじめを行った児童生徒をやむを得ず出席停止とすることができる。
  - ・ただし、その場合は、あらかじめ保護者の意見を聴取し、理由及び期間を記載した文書を交付するものとする。
  - ・また、本校の設置者（山形大学）は、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。
  - ・さらに、家庭の協力も得ながら、本校もかかわりを持ち更生させていくものとする。
- (2) 必要に応じて、外部機関（警察、医療機関、児童相談所、教育センターなど）と連携し、指導、助言又は支援を依頼する。

平成 30 年 3 月 9 日 改定